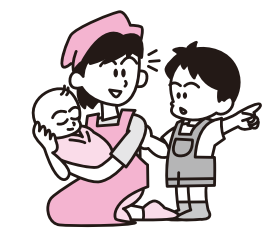


第 3 回定例会（10 月 14 日～ 24 日）

平成 25 年度決算	
一般会計歳入歳出決算認定	認定
国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	認定
農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定	認定
公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	認定
介護保険特別会計歳入歳出決算認定	認定
介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定	認定
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	認定
水道事業会計決算認定	認定
平成 26 年度補正予算	
一般会計補正予算（第 2 号）	可決
介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	可決
条例の制定・改正	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	可決
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決
保育の必要性の認定基準に関する条例	可決
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	可決
建築協定に関する条例	可決
旧高久家住宅の設置及び管理に関する条例	可決
歴史的風致維持向上施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決
人事・その他	
教育委員会委員の任命	同意
固定資産評価審査委員会委員の選任	同意
固定資産評価審査委員会委員の選任	同意
固定資産評価審査委員会委員の選任	同意
監査委員の選任	同意
市道路線の廃止	可決
市道路線の認定	可決
議員提出議案	
教育予算の拡充を求める意見書	可決
手話言語法（仮称）の制定を求める意見書	可決
陳情・請願	
教育予算の拡充を求める陳情	採択
手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	採択



基づき、すべての子どもに良質な養育環境の保障、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ろうとするものです。

問 サービスを受ける主体である保護者が理解できないような複雑な制度のあり方、進め方には無理があると思うが、今回、このような複雑な制度をなぜつづけたのか。

答 新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的に、認定こども園の普及を初めとするさまざまな取り組みを進めていくこととしています。現段階では十分な周知ができていないため、来年 4 月からの本格施行に向け、広報や説明会等において制度の周知に努めていきます。

問 新制度を導入するには、政府は消費税 10 % になることを前提に、この制度

の実施を市町村に急がせていると聞いている。しかし、消費税が 10 % になるかまだわからない状況であり、このような政治情勢で条例制定を急がなければならない理由は何か。

答 国では平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援法を制定しました。この法律と関連する法律に基づいて幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子

ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月に本格的にスタートすると言っています。

問 大都市では保育所に入所できない待機児童の問題があるが、地方においては新制度の導入を急ぐ必要はないと考える。

答 今度の新しい制度では、保育の必要性の認定に関する条例が制定されないと施設の確認、保育の必要性の認定等ができないために、来年からの保育の実施が困

難になると思われます。

問 認定こども園と地域特定型保育事業については、保育施設への運営補助費をなくし、保護者個人負担への現金給付に変更する理由は何か。

答 子ども・子育て新制度は、市町村の責任により、現行の現物給付の保育を提供する制度が改められます。就学前の子どもの幼児教育と保育を個人の権利として保障し、認定こども園、

幼稚園、保育所、小規模保育等を通じた現金給付制度が導入されるためです。

問 保育料の認定は、両親の給与の合算を所得と見るのか。それとも世帯全員の所得なのか。

答 保育料の認定は、父母のみの合算です。

問 保育料の支払いは、補填分を市が親に払い、その親が直接保育施設にその分も足して料金を支払うのか。そうなった場合、保育

料が届かないことが想定されるリスクがあるが、どう担保されるのか。

答 代理受領という制度ができますので、施設が代理で受け取れる仕組みになっています。

問 定員の拡大、保育士の充実で待機児童が解消されるような本市において、条例化の必要があるのか。

答 本市の現状ですが、保育二一ズの高いゼロ歳からは、年度途中の申し込みが受け入れ困難な状況です。特にゼロ歳児については、保育士の配置基準が子ども 3 人に対して保育士 1 人、9 人を超えると看護師も必要となる基準になっています。このような状況を改善するには、小規模保育、家庭型保育の導入は必要と思



修復中の旧高久家（真壁町真壁地内）

いくための適切な対応をしていきます。

問 旧高久家を使用する場合、桜川市の市民団体あるいは市外の市民団体の活用について伺う。

答 市内の市民団体また市民の方、市外の方でも、まちづくりへの寄与が認められれば許可していききたいと思います。

問 旧高久家あるいは空き家対策も含め、このような物件で人の交流を進めるた

めのイベント等の開催は可能か伺う。

答 旧高久家は元来商家ですの、その特性を生かして観光振興やまちづくりに寄与できる物販まで許可できる規定です。

答 まちづくりに寄与するとともに、人の交流拠点となるような利活用を図っていきます。市の職員については、借受団体とともに職員が在駐する、あるいは職員が定期的に管理する等、現在検討中です。

問 建物を寄附していただいたが、土地は 10 年をめどに買い受けることになっている。その具体性と売買価格について伺う。

答 土地価格は地価公示価格を考慮し、それ以下で所有者の方に同意をいただいています。

問 今後同様の物件が発生した場合、包括的に管理できる条例を制定してはど

うか。利活用については、ボランティアや NPO に貸し出して市の負担をなくする方法はどうか伺う。

答 今後、同様の物件が発生した場合は、この条例との整合性を図りながら条例を一本化するか、個別に制定するのか検討していきます。また、管理については指定管理者的なものを導入した場合でも、市職員が常駐することも含めて規定をしたいと思っています。

子ども・子育て支援の新制度について
【制定の趣旨】

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が消費税を財源に、平成 27 年 4 月に本格スタートします。

この制度は、子育て中のすべてのご家庭を支援する制度で、「認定こども園」の

普及や、多様な保育の確保による待機児童の解消に取り組んでいくもので、本市においても、新しい制度を円滑に進めていくため 4 つの（議案第 51 号、54 号）基準の条例を定めるものです。

問 この制度に対する厚生労働省の見解について、まとめたものを述べるので、この理解で正しいのか伺う。

1 点目、親の働き方にかかわらず、保育と幼児教育の両方を受けられる認定こども園の普及。2 点目、相談や一時預かりなど地域の子育て拠点の充実。3 点目、保育所に入れない待機児童の解消。4 点目、都市部や人口減少地域での少人数保育に公費で運営を補助する地域型保育の新設。この 4 点をまとめると、少子化対策と待機児童対策、それに伴う幼稚園と保育園の一本化を目指している。このような理解で合っているのか。

答 この制度は、少子化対策と待機児童の解消を目的としています。子ども・子育て新制度は、関連 3 法に

基づき、すべての子どもに良質な養育環境の保障、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ろうとするものです。

問 サービスを受ける主体である保護者が理解できないような複雑な制度のあり方、進め方には無理があると思うが、今回、このような複雑な制度をなぜつづけたのか。

答 新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的に、認定こども園の普及を初めとするさまざまな取り組みを進めていくこととしています。現段階では十分な周知ができていないため、来年 4 月からの本格施行に向け、広報や説明会等において制度の周知に努めていきます。

問 新制度を導入するには、政府は消費税 10 % になることを前提に、この制度